

令和 8 年 9 月 定例会
建設産業委員会審査報告書（概要）

建設産業委員会に付託されました諸案件について、去る 10 日に委員会を開催し、審査しましたので、その経過の概要と結果について報告します。

最初に、議案第 74 号 江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例の一部改正について審査しました。

利用料の改定による利用率への影響をどのように考えているのか、との質疑があり、令和 6 年の公共施設の使用料に関するアンケート調査結果からも、使用料の見直しによって利用回数はそれほど変わらないと回答した方が最も多く、影響はあまりないものと考えています、との答弁がありました。

すいとぴあ江南は指定管理者による運営であるため、利用料を改定しても市の収入増とならないことから料金改定の必要はないのではないか、との質疑があり、今回の利用料改定については、公共施設の利用に係る受益と負担の公平性の観点から、5 年毎の定期的な料金の見直しに合わせて実施するものです。また、令和 6 年度と 7 年度の比較において、宿泊室等施設の稼働率は上昇しているのに対し、収支実績は下がっており、指定管理者からは、昨今の物価高騰や人件費等の上昇が続いている社会経済情勢の中で、値上げについて検討してほしいという要望もされています、との答弁がありました。

挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 75 号 江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について審査しました。

条例の一部改正の市民への影響をどのように考えているのか、との質疑があり、現在、市民の直接持ち込みを実施していないことから、影響はないと考えています、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 76 号 江南市都市公園条例の一部改正について審査しました。

使用料の改正による利用者数への影響をどのように考えているのか、との質疑があり、使用料が増額になっても利用者数への影響は少ないと考えています、との答弁がありました。

パークゴルフ場、ローラースケート場の個人利用について市外料金を設定していない理由は何か、との質疑があり、個人利用は施設の占有にはならず、市民の利用機会への影響はほとんどないためです、との答弁がありました。

ローラースケート場について、利用者の状況はどのようになっているのか、との質疑があり、令和 7 年度の利用者は 1,185 人で、そのうち市外の利用者が 1,082 人で割合は約 91%でした、との答弁がありました。

今後、ローラースケート場をどうしていくのか、との質疑があり、ローラースケート場については、事業見直しの対象となっていることから維持管理費用と利用者数の推移を確認しながら今後の在り方について検討していきます、との答弁がありました。

ローラースケート場の今後の在り方については、利用者の意見も聴いて検討してほしい、との要望がありました。

都市公園で催しを行う場合の使用料について、1 平方メートル 1 日につき 11 円はどのように設定したのか、との質疑があり、愛知県都市公園条例や他自治体の条例を参考に設定したものです、との答弁がありました。

映画を動画に変更した理由と許可が必要な基準は何か、との質疑があり、近年のユーチューブ等を活用した配信に対応するため映画を動画に変更したもので、都市公園の全部又は一部を占有して撮影する場合に許可が必要となるものです、との答弁がありました。

挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 89 号 令和 8 年度江南市一般会計補正予算(第 4 号)について、各課ごとに歳入歳出一括で審査しました。

最初に、経済環境部環境課について審査しました。

住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助事業（物価高騰対策）について、冷蔵庫のみを買い換え補助の対象とする理由は何か、との質疑があり、冷蔵庫は年間を通して買い換えるの需要があり、エアコンと比較して稼働時間が長く、よりエネルギー使用量の削減が図れることから、冷蔵庫の買い換えを補助の対象とするものです、との答弁がありました。

過去に実施した省エネ家電買換補助事業における温室効果ガスの排出量の削減実績や削減目標はどうなっているのか、との質疑があり、補助金を利用して省エネ家電に買い換えた各家庭の電気使用量の把握は困難なため、買い換えによる温室効果ガスの排出量の削減目標は設定していません、との答弁がありました。

事業の対象者を個人に限定して実施する理由は何か、との質疑があり、この事業は、国から交付される重点支援地方交付金を活用して実施するもので、交付金の推奨事業にエネルギー価格高騰の影響を受けている生活者に対し、省エネ家電等への買い換え促進による支援を推奨していることから、市のこれまでの実績も踏まえた上で、各家庭における省エネ冷蔵庫への買い換えを促進することにより家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び家庭からの温室効果ガス排出量の削減を目的に実施するものです、との答弁がありました。

生活困窮を理由にエアコンの設置ができない市民の方を対象とした補助事業を検討したのか、との質疑があり、交付金の推奨事業には物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援もありますが、環境課としては、温室効果ガス排出量の削減を進めるため、省エネ家電等を広く普及させる必要があるとの考えから、特定の方を対象とする補助事業は検討していません、との答弁がありました。

今後、国からの交付金を活用した事業を実施する場合には、低所得者世帯・高齢者世帯を対象としたエアコン設置補助事業を政策に反映できるように市全体で検討してほしい、との要望がありました。

この事業の受付はどのようにするのか、との質疑があり、申請の開始日から順次受け付け、予算額に達する日の受付は抽選を行い、その後は受付を終了します、との答弁がありました。

次に、企業誘致推進課について審査しましたが、質疑はありませんでした。

次に、都市整備部建築課について審査しました。

民間木造住宅耐震補強事業について、民間木造住宅耐震改修費等補助金の現在の受付件数は何件で、今後は何件予定しているのか、との質疑があり、当初予算時の6件に対し現在の受付件数は5件で、相談を受けている現在の件数は5件です、との答弁がありました。

市内の建築物の耐震化率はどうか、との質疑があり、前回調査時の令和3年1月現在の耐震化率は81.4%です、との答弁がありました。

耐震改修工事費が高額となることから改修工事をためらう人がいるため、安価にできる耐震シェルターなどの補助制度の周知を積極的に行ってほしい、との要望がありました。

次に、土木課について審査しました。

道路側溝・舗装等整備事業について、側溝を浚渫する費用も含まれているのか、との質疑があり、本事業は、側溝・舗装の整備や改修工事を行う事業であり、浚渫については道路維持管理事業で対応しています、との答弁がありました。

用地取得事業について、市道味岡線の歩道をどのように整備するのか、との質疑があり、用地取得する区間の歩道整備により、東西の歩道がつながることになるものです、との答弁がありました。

次に、都市整備課について審査しました。

江南駅周辺交通環境改善対策事業について、社会実験に係る工事請負費に対し国や県の補助メニューはないのか、との質疑があり、今回の社会実験には事業採択される可能性のある県費補助制度があり、愛知県に対し要望を行っていましたが、要望を取り下げたことから当初予算どおり市単独事業としています、との答弁がありました。

県費補助の要望を取り下げた理由は何か、との質疑があり、本年2月の江南駅西交差点信号の歩車分離化に伴い、交通の流れに影響が生じていた中で、県警本部より、社会実験の実施にあたり歩車分離化後の交通量等のデータを用いて改めて交差点解析を行うよう指示があり、解析を行うと「交通が捌けない」との結果が出るのが想定され、社会実験の実施が不透明となったことから、要望を取り下げました、との答弁がありました。

社会実験を来年度の実施とした場合、県費補助金が受けられる可能

性はあるのか、との質疑があり、事業採択の可能性はあると認識しています、との答弁がありました。

県の補助金額は幾らか、との質疑があり、補助率が2分の1で上限金額が500万円です、との答弁がありました。

今回の補正予算の事業内容が、当初予算と大きく異なっていることに加え、受けられる可能性があった県費補助の要望も取り下げた経緯もあり、拙速と思われるため、来年度以降に実施するべきではないのか、との質疑があり、第6次江南市総合計画の後期基本計画に江南駅周辺交通環境改善計画の策定を掲げていることや、地元区との意見交換等の中で今年度実施する予定としていることから、今年度社会実験を行い、来年度にかけて江南駅周辺交通環境改善計画の策定を進めるよう考えています、との答弁がありました。

江南駅周辺の交通環境を改善する目的は安全性の向上で、手段が通過交通を排除することであるはずが、今回の社会実験の計画では北側ロータリーへの進入経路が複雑になり、安全性の向上が置き去りになっているのではないのか、との質疑があり、北側ロータリーの形状や経路の複雑さに伴う安全性の懸念は認識していますが、まずはロータリーを分離することによりロータリーの通過交通を排除し、ロータリーの安全性向上を図るものです、との答弁がありました。

社会実験の見直し案について、地元の了承は得られているのか、との質疑があり、地元区に対しては、当初案について、昨年度役員の方を対象に説明及び意見交換を行い、ご理解をいただきました。今回の計画見直し案は、ロータリーの北側で遮断することにより、通過交通を排除するという点で当初案からの変更はないことから、現時点では、地元区長と役員1名に対し説明を行い、概ねご理解をいただいている状況で、補正予算をお認めいただいたのちに、地元説明会の開催を予定しています、との答弁がありました。

今回の見直し案は当初案と大きく異なり、別事業と見えるような内容変更であるため、地元の同意を得たのちに事業を進めるべきであり、拙速ではないのか、との質疑があり、議会で予算をお認めいただいたのちに、地元区に対してしっかり説明をしていくよう考えています、との答弁がありました。

ロータリーの形状及び工事費が大幅に見直されているため、まずは地元への説明を行い、理解を得た上で議会に諮るべきである、との意見がありました。

北側ロータリーへの車両の進入が難しいなどの課題があるため、ロータリーの形状を再検討してほしい、との要望がありました。

歩車分離式信号化により渋滞が発生しているため、江南駅西交差点と古知野町本郷交差点を元の信号制御に戻すよう警察と再協議するべきである、との意見がありました。

交通の流れを円滑にするため、江南駅西交差点と古知野町本郷交差点の間にある横断歩道を廃止してほしい、との要望がありました。

事業採択される可能性のある県費補助金を改めて要求するべきである、との意見がありました。

ロータリー北側の東西路線が双方向の通行になる中で、北側ロータリーへ進入することは困難であり、事故が発生する可能性が大きいいため、東西路線を西向きの一方通行にする必要がある、との意見がありました。

江南駅西側のロータリーが混雑して東側へ交通が転換するのではないのか、との質疑があり、江南1号踏切の遮断時間が長いいため、東側への交通転換はあまりないと考えています、との答弁がありました。

改めて行われた交差点解析では、本来であれば再調査により得られる交通量を用いる必要があったのではないのか、との質疑があり、再度行った交差点解析では、職員が調査した当該交差点における一部時間帯の交通量を基に交差点解析を行っています、との答弁がありました。

職員が交通量調査をしていることなど、議会に全て情報を示すべき、との意見がありました。

次に、水道部下水道課について審査しました。

雨水貯留施設整備事業について、前倒しで行う排水ポンプ設備工事と舗装復旧工事のスケジュールはどのようなになっているのか、との質疑があり、排水ポンプ設備工事については、令和8年11月頃に発注し、令和9年度にかけ工事を行い、舗装復旧工事については、9年1月頃から工事を行い、年度内に完了する予定です、との答弁がありました。

舗装復旧工事に伴う道路の交通規制について、通行止め等交通規制

を行う期間はどれほどか、との質疑があり、期間については、請負業者が決まってからの調整になるが、小学校の児童や関係者、地元住民への負担が最小限となるよう調整します、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 77 号 江南市下水道条例の一部改正について審査しました。

この手数料改正の影響を受ける指定工事店は何者か、との質疑があり、現在の指定工事店は 139 者ですが、指定手続き中の者を含めると 140 者です、との答弁がありました。

挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 78 号 江南市水道事業給水条例の一部改正について審査しました。

条例第 32 条第 1 項第 1 号、2 号、3 号の改正を行わない理由は何か、また、手数料が上がり、誰に影響があるのか、との質疑があり、類似の手数料が近隣市と均衡がとれていることにより、改正を行っていないものです、また、給水装置工事の申込者の負担となるものです、との答弁がありました。

挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 93 号 令和 8 年度江南市下水道事業会計補正予算(第 2 号)について審査しました。

下水道施設(雨水)維持管理事業について、埼玉県での陥没事故を受けて行った全国特別重点調査の結果、修繕が必要となったのか、との質疑があり、そのとおりです、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 94 号 令和 7 年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について、各課ごとに歳入歳出一括で審査しました。

最初に経済環境部商工観光課について審査しました。

主要施策の成果報告書の観光推進と魅力発信について、観光客数実

績値の 140 万人の内訳と市にもたらした効果はどのようなものか、との質疑があり、観光客数の内訳は、こうなん藤まつりが 39 万 9,000 人、布袋サマーフェスタが 1 万 2,500 人、江南市民花火大会が 3 万 8,000 人、こうなん産業フェスタが 2 万 8,000 人、北野天神社筆まつりが 1,000 人、フラワーパーク江南が 92 万 1,933 人です。また、市にもたらした効果としては、地域への経済波及効果が考えられますが、数値化したものはありません、との答弁がありました。

成果と課題の分析欄に、市内には年間を通じて来場者が見込める施設もある、と記述されているが、どこのことなのか、との質疑があり、フラワーパーク江南です、との答弁がありました。

商工業補助事業について、各補助金の内容はどのようなものか、との質疑があり、商業活性化推進事業費補助金は、産業フェスタへの出展や研修会の開催などを通して商業の活性化を図るため、江南商工会議所内に設置される江南市商業活性化推進協議会に対する補助です。工業振興対策事業費補助金は、産業フェスタへの出展や講習会の開催などを通して工業の振興を図るため、同じく江南商工会議所内に設置される江南市工業振興対策協議会に対する補助です。中小企業振興補助金は、市内事業所の人材確保への支援として、求人広告や求人情報サイトへの掲載料等に係る費用に対し、5 万円を上限に補助したものです。江南市商業団体等事業費補助金は、商店街組合などが行う事業への支援で、街路灯の電灯料やアーチ撤去に係る費用に補助したものです、との答弁がありました。

中小企業経営力強化事業について、中小企業相談所補助金の内容はどのようなものか、との質疑があり、小規模事業者の経営等の改善を支援するため、江南商工会議所内に設置される中小企業相談所に対する補助で、同所に対する県の補助額の 10 分の 1 に相当する額を市も補助するものです、との答弁がありました。

次に、企業誘致推進課について審査しました。

企業誘致等推進事業について、新工業用地 P R 資材作成委託料で作成したのはどのようなものか、との質疑があり、愛知県が毎年東京、大阪、県内で開催している産業立地セミナーにおいて市がブース出展する際に、参加企業に P R するため、クリアファイルを 200 部、大型パネ

ルを2種、ポスターを2種各5枚作成したものです、との答弁がありました。

産業立地セミナーとはどのようなものなのか、との質疑があり、愛知県が東京、大阪の都市圏の企業に愛知県への産業立地をPRすること、また、県内の企業の再投資を促進することを目的として開催しているもので、県内市町村にも首長講演や交流会でのブース出展で参加企業にPRする機会が設けられています、との答弁がありました。

主要施策の成果報告書の企業誘致等推進事業について、活動指標の企業訪問数が22事業所となっているが、訪問の結果、安良区域等への進出が見込める企業はあったのか、との質疑があり、企業訪問については、市内の既存企業に対して実施しているもので、市長の企業訪問などにおいて企業の現状把握や設備投資に関する奨励金制度を紹介するとともに、市政に対する意見を聞くことを主な目的として実施しています、との答弁がありました。

曾本地区工業用地整備推進事業について、資料作成委託料で作成した資料はどのようなものか、との質疑があり、過年度の関係機関協議結果を踏まえて愛知県企業庁の第1回用地造成事業審査会に向けて必要な関係機関協議資料を作成することを目的としており、その結果として昨年8月19日に「江南市南部地区」として開発検討地区に位置づけがされました、との答弁がありました。

土壌調査委託で確認された廃棄物について、今後の方針はどのようなになっているのか、との質疑があり、廃棄物の埋設が確認された土地については、地権者に廃棄物の撤去をしていただく必要がありますが、撤去には相応の費用を要するものと想定されることから、現在折衝中ではありますが、地権者に撤去をお願いする条件で土地売渡の同意をいただくことは困難と見込んでいます。そのため、当該箇所を開発検討区域から除外する方向で、企業庁始め関係機関と協議を進めているところです、との答弁がありました。

市が撤去費用を出すことはないのか、との質疑があり、地権者に撤去をしていただくものと考えています、との答弁がありました。

開発区域に変更があることで、全体スケジュールに変更はないのか、との質疑があり、企業庁や都市整備課で実施している予備設計に若干

の遅れは生じているものの、造成工事完了の目標年次は変わらず令和 16 年度としています、との答弁がありました。

次に、農政課について審査しました。

主要施策の成果報告書の農業の安定経営のための支援と農業用施設の適正管理について、耕作放棄地の面積の数値が昨年度より減少しているが、実際に減少しているのか、との質疑があり、面積の実績値は江南市農業委員会の農地利用状況調査によるもので、例年 8 月から 10 月まで実施していた調査期間を、近年の猛暑を考慮し 12 月まで延長したことにより、冬場に実施された調査もあることから減少となったものと考えており、市内の耕作放棄地が減少したものではないと認識しています、との答弁がありました。

農業者経営所得安定対策推進事業について、昨年度に交付した対象者及び補助内容はどのようなものか、との質疑があり、農業者経営所得安定対策推進事業費補助金は、国の経営所得安定対策等実施要綱に基づく水田活用直接支払交付金の普及促進等の活動をする市や J A 等で組織される江南市農業再生協議会に対して補助しています。有機転換推進事業補助金は、新たに有機農業に取り組もうとする農業者の転換初年度を支援するもので、2 名の新規就農者に対して補助しています。環境保全型農業直接支払交付金は、農業生産に由来する環境負荷軽減等を行う農業団体を支援するもので、2 団体に対して交付しています、との答弁がありました。

農地転用等審査事業について、審査は年間どれだけ行われ、昨年度の農地転用の申請件数は何件あったのか、との質疑があり、審査は農業委員会で年間 12 回行われており、農地転用の申請件数は、許可申請が 106 件、届出が 76 件です、との答弁がありました。

次に、環境課について審査しました。

住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助事業（物価高騰対策）の省エネ家電買換補助金について、エアコンと冷蔵庫の補助件数は何件あったのか、との質疑があり、エアコンが 56 件、冷蔵庫が 115 件です、との答弁がありました。

主要施策の成果報告書の良好な生活環境の創出について、公害苦情件数の 459 件の苦情の内容と件数はどうなっているのか、との質疑が

あり、雑草の刈り取りに関するものが 189 件、樹木の伐採に関するものが 165 件、屋外燃焼行為に関するものが 18 件、悪臭に関するものが 17 件、騒音に関するものが 23 件、犬猫に関するものが 10 件、水質汚濁等その他に関するものが 37 件です、との答弁がありました。

主要施策の成果報告書の分別ごみ収集運搬事業について、小型充電式電池の収集状況はどうか、との質疑があり、市役所環境課や環境事業センターへの持ち込みや、リサイクルステーションなどで収集していますが、その数量の内訳は把握していません、との答弁がありました。

主要施策の成果報告書のリサイクルステーション運営事業について、リサイクルステーションの利用者が多く車の渋滞が発生しているが、その対策をどのように考えているのか、との質疑があり、利用者数が増加傾向にあるため、新たなリサイクルステーションの設置を含め、改善策を検討していきたい、との答弁がありました。

南部リサイクルステーションの日曜日の混雑に対応するため、駐車場増設などの検討はしているのか、との質疑があり、駐車場不足だけでなく、ごみの排出量に対する保管場所も不足しているため、具体的な検討ができていない状況です、との答弁がありました。

南部リサイクルステーションの東側の土地を借地し、駐車場としてはどうか、との質疑があり、東側の土地を借地することは現状考えていません、との答弁がありました。

南部リサイクルステーションのごみ保管場所の保管状況はどうか、との質疑があり、日曜日から火曜日までに排出されたものを、火曜日に回収する計画としていますが、日曜日の排出で保管場所が満杯となるので、月曜日の回収を追加することで対応しています、との答弁がありました。

ごみ減量対策・ごみ減量作戦「5 7 運動」事業のごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」の利用件数と案内状況はどうか、との質疑があり、令和 8 年 8 月末現在で、i O S 登録者が 2,042 件、A n d r o i d 登録者が 1,290 件で、市のホームページや地区懇談会などで案内をしています、との答弁がありました。

典型 7 公害苦情等処理事業について、自動車騒音常時監視調査委託料の内容はどのようなものか、との質疑があり、調査内容は、騒音規制

法第 18 条の規定に基づき、道路周辺の生活環境が著しく損なわれないように、市内の 4 つの主要幹線道路である県道里小牧北方江南線、県道一宮犬山線、県道名古屋江南線、国道 155 号を対象として、騒音測定及び交通量調査等の自動車騒音の常時監視を実施し、環境基準の達成状況の把握を行い、環境省へ報告するもので、令和 7 年度は、4 路線とも環境基準値を達成しています、との答弁がありました。

騒音苦情の対応状況はどうか、との質疑があり、騒音の発生者が特定できている場合は、発生者に対し市へ寄せられている苦情内容を伝え、対策をしてもらうように依頼をしています。また、暴走行為による騒音等で発生者が特定できない場合は、江南警察署や防災安全課等の関係機関と連携しながら対応しています、との答弁がありました。

次に、都市整備部都市計画課について審査しました。

主要施策の成果報告書の都市公園等の整備推進について、市街地の市民 1 人当たりの都市公園面積が不足しているという認識でよいのか、との質疑があり、そのとおりです、との答弁がありました。

市街化調整区域であっても、農地を寄附してもらい都市公園として整備する考えはあるのか、との質疑があり、「緑の基本計画」では、市街化区域を中心に公園面積の確保を優先するとしています。公園面積が全国平均や愛知県平均を下回っていることから、市街化調整区域でも都市公園として活用できる土地があれば検討していきます、との答弁がありました。

主要施策の成果報告書の適正な公園緑地等の維持管理について、地域で維持管理されている公園緑地とは、地元区や老人クラブ等が管理しているものなのか、との質疑があり、そのとおりです、との答弁がありました。

地域で管理されている公園緑地等の数が減っているが、今後、どのような管理を考えているのか、との質疑があり、地域住民の高齢化等による担い手不足の課題に対して業務量を調整するなど引き続き地元区等に公園管理をしてもらえるよう検討し、地域等で管理ができない場合は、業者等への委託を検討します、との答弁がありました。

主要施策の成果報告書の都市公園等の整備推進の成果指標について、市街地の市民 1 人当たりの都市公園面積に変更をしてはどうか、との

意見がありました。

主要施策の成果報告書のいこまいC A R運行事業について、登録者、利用者が増えることで、いこまいC A R運行事業負担金も増えていくことになるが、負担金の限度額の目安を設定しているのか、との質疑があり、負担額の上限は設けていませんが、S D G s の目標にもあるように公共交通を誰でも使えるように市の財政状況を考慮した上で、持続可能な公共交通を提供していきます、との答弁がありました。

主要施策の成果報告書のバス関連事業について、江南市生活交通バス路線維持費補助金が増加しているが、今後の方向性はどうか、との質疑があり、令和7年度は、利用者数の減少に加え、物価高、燃料費の高騰等により補助金額は増加し、いこまいC A Rについても利用者数の増加に伴い負担金が増加しているため、いこまいC A Rからバスへ利用の転換を図る施策を検討していきます、との答弁がありました。

都市公園等改修事業について、便所改修工事費の内容と今後の計画はどうなっているのか、との質疑があり、令和7年度は（仮称）大間児童公園の便所の洋式化を行ったもので、8年度は古知野本町小公園の洋式化を予定しており、この改修により計画していた便所の洋式化はすべて完了することから、今後は、老朽化した公園施設について改修を検討していきます、との答弁がありました。

次に、都市整備課について審査しました。

布袋駅前維持管理事業について、名鉄に布袋駅エスカレーターの維持管理負担金を支払っているが、今後の布袋駅無人化に伴うエスカレーターの安全対策はどうするのか、との質疑があり、名鉄に確認したところ、布袋駅の無人化に伴うエスカレーターの安全対策は、改札口に付けられた監視カメラにより、3基すべてのエスカレーターの状況を確認することはできないので、事故が発生した際は、巡回している犬山駅に配属された駅員に連絡を入れ、速やかに対応します。なお、他の無人駅に設置してある名鉄所有のエスカレーターも特段の対策は講じていないとのこと、との答弁がありました。

仮に事故があった場合、市の責任問題になるという認識で良いのか、との質疑があり、エスカレーターは名鉄に維持管理を委託しており、名

鉄が適切に維持管理している中で起きた事故について、市や名鉄に責任は生じないものと認識しています、との答弁がありました。

主要施策の成果報告書の中心拠点の基盤整備について、成果と課題の分析で布袋駅周辺の利便性が向上し、駅の乗降客数も増加傾向とあるが、布袋駅の乗降客数はどのような状況か、との質疑があり、布袋駅の1日当たりの乗降客数は、令和5年度が8,652人、6年度が9,105人、7年度が9,484人で、増加率は5年度から6年度が5.2%、6年度から7年度が4.2%です、との答弁がありました。

主要施策の成果報告書の交通結節点整備事業（布袋駅東地区）について、実施内容に事業費の一部を令和8年度に繰越したとあるが、市道東部第280号線の完成時期に遅れは生じていないのか、との質疑があり、用地取得と物件補償費の一部を令和8年度に繰越していますが、9年度完了予定の道路整備には、今のところ支障はないと考えています、との答弁がありました。

次に、土木課について審査しました。

主要施策の成果報告書の道路整備事業（市道草井線）について、本路線は新ごみ処理施設へのごみ収集車のルートとなるのか、との質疑があり、本事業は地域振興策として地元要望から道路整備をするもので、収集車のルートにはなりません、との答弁がありました。

市道草井線の整備により、愛岐大橋へ上る南北の坂路の道路幅員は広がるのか、との質疑があり、道路幅員は広げず、現道の舗装改修工事を行うものです、との答弁がありました。

最近の豪雨により、全国的に死亡事故が発生しているが、アンダーパスでの事故防止のために、どのような対策をしているのか、との質疑があり、豪雨の際には早めに通行止めにすることで事故防止の対策をしており、今後は排水ポンプや警告標識などの施設更新を進めます、との答弁がありました。

道路橋りょう費で不用額が発生しているが、原因は何か、との質疑があり、不用額の主な原因は委託料及び工事請負費の入札による請負差額です、との答弁がありました。

次に、建築課について審査しました。

主要施策の成果報告書の民間木造住宅耐震補強事業について、市内

の危険なブロック塀の箇所を把握しているのか、との質疑があり、市内全域の危険なブロック塀については把握していませんが、愛知県の職員と共に密集市街地のパトロールを年に１度行い、危険なブロック塀の所有者に対して耐震化の必要性・補助制度の案内を行っています、との答弁がありました。

建物の倒壊により人命はもとより道路を塞ぎ、緊急車両の通行の妨げとなるため、今後も耐震化促進へのＰＲを進めてほしい、との要望がありました。

空家等対策推進事業について、令和７年度の決算額が前年度に比べ減少した理由は何か、との質疑があり、危険空き家解体工事費補助金の交付件数と金額が、令和６年度は５件で１００万円に対し、７年度は２件で４０万円となったことから約６０万円減少したものです、との答弁がありました。

空き家の解消が進まないのは、補助金額が少ないからなのか、他の理由によるものなのかよく分析し、補助金額の増額など、対策を講じるよう検討してほしい、との要望がありました。

次に、水道部下水道課について審査しました。

主要施策の成果報告書の雨水貯留浸透施設設置費補助金申請累計件数について、大雨後に申請件数は増えているのか、との質疑があり、申請件数は伸び悩んでいます、市民の関心は高くなっていると見込まれるため、積極的な啓発活動に努めます、との答弁がありました。

河川維持管理事業について、主な業務は何か、との質疑があり、河川水路の浚渫や草刈委託です、との答弁がありました。

市が管理する河川はどこか、との質疑があり、準用河川の般若川です、との答弁がありました。

次に、水道部水道課について審査しましたが、質疑はありませんでした。

挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定しました。

続いて、議案第９６号 令和７年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について審査しましたが、質疑もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定しました。

続いて、議案第 99 号 令和 7 年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について審査しました。

内部留保資金残高 10 億円程度を目標としているが、15 億円は適切なのか、との質疑があり、1 年分の給水収益相当額で、建設改良費の財源であり、災害発生時等不測の事態に備えるためにも適切なものと考えています、との答弁がありました。

利益を市民へ還元してほしい、との要望がありました。

企業債の借入が 2 件に分かれているのはなぜか、との質疑があり、県との起債協議が 2 回に分かれたためです、との答弁がありました。

利益の処分については、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決しました。

また、決算認定については、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定しました。

続いて、議案第 100 号 令和 7 年度江南市下水道事業会計決算認定について審査しました。

水洗化率向上のための取組はどうなっているのか、との質疑があり、令和 7 年度の水洗化率は 76.9%で、接続のための啓発活動に取り組んでいます、との答弁がありました。

下水道使用料の収入率が 82.9%と低いですが、収入率の向上に向けた取組の結果はどうなっているのか、との質疑があり、主要施策の成果報告書に掲載している 5 月末時点の収納率は 99.5%です、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定しました。

以上で、建設産業委員会の報告を終わります。